

障がいがあるかたのための
坂出市の

福祉のしおり 2026



手帳の交付 1 - 2

難 病 等 3

サ ー ビ ス 4 - 14

日常生活の援助 15 - 23

社会参加・自立 24 - 35

経済的負担軽減 36 - 57

医 療 関 連 58 - 64

障がい者マーク 65

このしおりを利用されるかたへ

- このしおりは、坂出市内にお住まいの障がいのあるかたやその家族のかたが利用できる福祉サービスを取りあげ、その内容等を紹介したものです。
- 令和８年４月時点での情報を掲載しています。制度の内容等が変わる場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。
- このしおりの中では、制度ごとに①**対象者**②**内容**③**相談窓口**の順番で紹介していますが、特に②**内容**についてはページ数の都合により簡易な紹介にとどめていますので、詳細につきましては③**相談窓口**にお問い合わせください。
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳は、このしおりの中で紹介する各種の制度を利用する場合や市役所等に相談に来られるときなどに、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるかたであることの証票として交付されていますので、可能な限りいつも持ち歩くようにしてください。
- 坂出市から転出される場合は、必ず転出先の福祉担当課で手帳等の住所欄を訂正する必要があります。サービスによっては受けられなくなるものもあります。

坂出市に再転入される場合は、市民課で転入手続き終了後、ふくし課障がい福祉係で手帳の住所変更手続き等をしてください。医療費助成制度など申請手続きをしなければ、転入日から制度が利用できないものがあります。

また、転入日から一定期間が経過しなければ利用できない制度もありますのでご了承ください。



しおりの中にまるのマークが出てきたら、下記のものが必要になるで
おじゃる。
よろしくおねがいで
おじゃるよ。

※マイナンバー制度の関係で、ふくし課の障がい福祉係での申請に下記のものが必要となりました

個人番号カード(写真つき)

または

個人番号が記載
された住民票
または住民票記
載事項証明書



顔写真付きの身分証明書：1点

運転免許証、身体障がい者手帳 等

もしくは

顔写真付きの証明書でない場合:2点

医療保険の資格確認書、年金手帳、
介護保険被保険者証 等の中から2点

代理人が提出する場合は以下のものが必要です。

- ・申請者の上記の個人番号確認書類(原本)
- ・委任状(押印されているもの)
- ・代理人のかたの身分証明書

※顔写真付きのものは1点で、顔写真つきでないものは2点で、
ご本人確認をさせていただきます。

目 次

このしおりを利用されるかたへ

1. 手帳の交付について

身体障害者手帳	1
療育手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	2

2. 難病等について

難病等について	3
---------	---

3. 障がい福祉サービス・障がい児支援

構成図	4
計画相談支援，障がい児相談支援	5
訪問系サービス	7
日中活動系サービス	8
居住系サービス	8
地域相談支援	9
障がい児通所支援	9
障がい児入所支援	9
地域生活支援事業	10
サービスの流れ	11
利用者負担	12
高額障がい福祉サービス等給付費	13
新高額障がい福祉サービス等給付費	13
相談支援事業	14

4. 日常生活の援助

補装具購入（修理）・借受け費の給付	15
難聴児補聴器購入費用の助成	16
日常生活用具購入費の給付	17
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	21
在宅ねたきり高齢者・障がい者紙おむつ給付事業	22
住宅改造費の助成	23

5. 社会参加と自立のために

手話通訳者設置	24
手話通訳者・要約筆記者派遣	24
電話お願い手帳の配布	24
字幕入りビデオライブラリー	25
119番通報について	25
110番アプリシステムについて	26
身体障がい者補助犬給付	26

災害時用バンダナについて	27
自動車運転免許取得費助成	27
自動車改造費助成	27
重度身体障がい者介助者用自動車改造助成	28
職場実習奨励金	29
障がい者就職支度金	29
特別支援学校高等部生徒資格取得費補助	30
駐車禁止規制の適用除外	31
かがわ思いやり駐車場制度	32
代理投票と点字投票	34
郵便等による不在者投票	34
成年被後見人のかたの選挙権の回復	35
青い鳥郵便葉書の配布	35
電話リレーサービス	35

6. 経済的負担の軽減

障がい基礎年金（国民年金）	36
障がい厚生年金	36
その他の年金給付等	36
特別障がい給付金	37
特別障がい者手当	38
障がい児福祉手当	39
心身障がい者（児）福祉年金	40
通学費の助成	40
児童扶養手当	41
特別児童扶養手当	41
在宅ねたきり高齢者・障がい者介護慰労金	42
心身障がい者扶養共済制度	43
心身障がい者扶養共済制度掛金助成	43
入園料等の免除・割引	43
障がい者手帳アプリ ミライロ I Dについて	44
N H K放送受信料の減免	44
ケーブルテレビ利用料の割引	45
国内航空運賃の割引	45
タクシー運賃の割引	45
障がい者福祉タクシー助成券の交付	46
有料道路通行料金の割引	47
バス・電車運賃の割引	48
坂出市循環バスの割引	48
J R旅客鉄道株式会社運賃の割引	49
J R特急料金の割引（ジパング倶楽部会員のみ）	49
バリアフリー改修促進に伴う減税制度	50
自動車税（月割額）、自動車税（年額）の減免	50

軽自動車税の減免	5 3
その他の税の軽減	5 5
生活福祉資金の貸付	5 6
小額預金非課税制度	5 6
N T Tふれあい案内（無料番号案内）	5 6
携帯電話基本使用料等の割引	5 7
点字郵便物等の郵便料の減免	5 7
粗大ごみの収集処理手数料の免除	5 7

7. 医療費に関するもの

福祉医療費助成	5 8
後期高齢者医療制度	5 9
限度額適用認定証	5 9
高額療養費	6 0
高額医療・高額介護合算療養費	6 1
自立支援医療（育成医療）の給付	6 2
自立支援医療（更生医療）の給付	6 3
自立支援医療（精神通院）の給付	6 4

8. 障がい者マーク

障がい者マーク一覧	6 5
-----------	-----

I 手帳の交付について

身体障害者手帳

- ①対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能またはそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのあるかた
- ②内容 ○障がいの程度によって重い方から順に 1 級から 6 級までに認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。手帳の該当になるかどうか、障がい部位、なりうる障がいの等級等は指定医に確認してください。
- 申請時に必要なもの
- ・ 申請書
 - ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm以内のもの）
 - ・ 身体障がい者診断書
- 診断書は身体障害者福祉法第 15 条に基づく指定医に作成してもらってください。なお、指定医についてはお問い合わせください。
- 手帳の交付を受けたかたの住所等が変更した場合、死亡または障がいの等級が該当しなくなった場合は届出が必要です。

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

療育手帳

- ①対象者 香川県障害福祉相談所において、知的機能の障がいが発達期（18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする状態にあると判定されたかた
- ②内容 ○障がいの程度によって㉠、A、㉡、B に認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。等級表記は各都道府県により異なります。

I 手帳の交付について

○申請時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm以内のもの）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 18 歳以上で初めて申請されるかたは、18 歳未満に知的機能の障がいがあったことを示す客観的資料（18 歳未満に実施した知能検査結果、成績表等）

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

精神障害者保健福祉手帳

①対象者 統合失調症、気分障がい（うつ病など）、アルコール・薬物による急性中毒・依存症、高次脳機能障がい、発達障がい、てんかん、その他の精神疾患を有するかたのうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるかた

②内容 ○障がいの程度によって 1 級から 3 級に認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。

○手帳の有効期間は 2 年間で、更新が必要です。

○申請時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm以内のもの）
- ・ 手帳用診断書または障がい年金または特別障がい給付金を受けていることを証する書類（年金証書、年金裁定通知書、振込通知書等）

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

2 難病等について

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、障がい者の範囲に難病等も含まれます。

- 対象となるかたは、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の利用ができます。
- 障がい福祉サービス等を利用する場合は、特定医療費（指定難病）受給者証または診断書などの対象疾患がわかるものを提出してください。
- 指定難病の一覧は厚生労働省のホームページをご確認ください。



【特定医療費（指定難病）受給者証について】

- ・特定の疾患に限り、医療費を助成する制度です。
- ・「難病の患者に対する医療費に関する法律」が平成27年1月より施行されたことに伴い、「特定疾患医療受給者証」から「特定医療費（指定難病）受給者証」に名称が変更になりました。

【特定医療費（指定難病）受給者証の手続きに必要なもの】

- ・特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- ・臨床調査個人票
- ・被保険者の市町村税・県民税所得課税証明書
（被用者保険に加入しており、被保険者が住民税非課税の場合または国保組合に加入している場合のみ必要）
- ・所得区分等の照会にあたっての同意書
- ・個人番号（マイナンバー）調書
- ・番号確認書類および本人確認書類

※ 上記以外の書類等が必要となる場合があります。また、対象疾患や必要書類は変更する場合もありますので、詳細については、相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口 中讃保健福祉事務所 24-9961

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

構成図



3 障がい福祉サービス・障がい児支援

計画相談支援、障がい児相談支援

障がいのあるかたの自立した生活を支え、障がいのあるかたの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援します。

サービスを利用するにあたって、指定を受けた相談支援事業所が作成したサービス等利用計画（案）または障がい児支援利用計画（案）の提出が必要です。

○障がい福祉サービス ⇒ 指定特定相談支援事業所が計画を作成します。

○障がい児通所支援 ⇒ 指定障がい児相談支援事業所が計画を作成します。

坂出市を対象地域としている相談支援事業所一覧（R8.3月現在）

事業所名	住所	連絡先	特 定	障がい児
かけはし	762-0015 坂出市大屋富 3100-46	TEL 0877-57-3170 FAX 0877-47-3119	○	○
中讃地域生活支援センター	762-0023 坂出市加茂町 700-13	TEL 0877-56-3200 FAX 0877-56-3211	○	○
障害者生活支援センターピア	762-0024 坂出市府中町字南谷 5001-2	TEL 0877-56-3070 FAX 0877-48-3020	○	○
相談支援センターfine	762-0024 坂出市府中町 323	TEL 0877-48-3400 FAX 0877-48-3403	○	○
相談支援事業所わかたけ	762-0025 坂出市川津町 1826-18	TEL 0877-59-0582 FAX 0877-59-0581	○	○
相談支援事業 COMPASSサポート坂出	762-0038 坂出市笠指町 3-1 いなだビル1階	TEL 0877-85-9368 FAX 0877-85-9348	○	○
相談支援センター・ハート	763-0043 丸亀市通町 77 番地	TEL 0877-35-9980 FAX 0877-35-9983	○	○
相談支援事業所 とまと	763-0052 丸亀市津森町宮浦 762-1	TEL 0877-89-6352 FAX 0877-89-6351	○	○
香川県ふじみ園 （相談支援センター）	762-0081 丸亀市飯山町東坂元 3667	TEL 0877-98-3163 FAX 0877-98-3126	○	○
相談支援事業 COMPASSサポート丸亀	763-0082 丸亀市土器町東 4-780	TEL 0877-35-7288 FAX 0877-24-5323	○	○
相談支援事業所 だん	763-0095 丸亀市垂水町 2897-1	TEL 0877-35-8801 FAX 0877-35-8802	○	○
Smile Life 宇多津	769-0205 綾歌郡宇多津町浜五番丁 61-5 ロフティNI-1	TEL 080-9387-2621 FAX 0877-85-6886	○	○

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

事業所名	住所	連絡先	特 定	障がい児
相談支援事業所 cocohug	769-0210 綾歌郡宇多津町 706 番地 8	TEL 090-7582-9494	○	○
綾川町社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所 わんすてっぷ	761-2305 綾歌郡綾川町滝宮 276 番地 綾川町梅の里社会福祉センター	TEL 087-876-4221 FAX 087-876-4756	○	○
相談支援事業所リアン	769-1101 三豊市詫間町詫間 2102-1 ABC テナント 2 階	TEL 0875-82-9804 FAX 0875-82-9805	○	○
相談支援事業所 in 四国こどもと おとなの医療センター	765-0001 善通寺市仙遊町 2-1-1	TEL 0877-62-1000 FAX 0877-62-6311	○	
相談支援事業所 A E R U	760-0005 高松市宮脇町 1-32-4	TEL 087-802-2778 FAX 087-802-2773	○	○
S C C 相談支援センター 昭和町	760-0014 高松市昭和町 2-16-7	TEL 087-813-4443 FAX 087-813-4442	○	○
ごーサポ	760-0078 高松市今里町 1 丁目 9-9	TEL 080-4737-5399 FAX 087-802-3167	○	○
相談支援事業所 夢	760-0080 高松市木太町 1119-3	TEL 087-802-8737 FAX 087-802-8738	○	○
相談支援センターすりいーえむ	761-0080 高松市木太町 453-1 丸忠第 13 ビル 107	TEL 087-816-0636 FAX 087-899-5576	○	○
相談支援センター フリーダム	761-0303 高松市六条町 14-2 2 階	TEL 087-899-5112 FAX 087-899-5014	○	○
相談支援事業所 きゃら	761-8011 高松市香西北町 76-1	TEL 080-3885-9199	○	○
障害者相談支援センターつなぐ	761-8041 高松市檀紙町八幡 1452 番地 2	TEL 087-814-3901 FAX 087-814-3901	○	○
相談支援事業所 ライブサポートセンター	761-8047 高松市岡本町上新開 60-1	TEL 087-815-7877 FAX 087-815-7505	○	○
COMPASS サポート高松	760-0078 高松市今里町 1-19-16 1F	TEL 080-3520-4459	○	○
特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川	761-8057 高松市田村町 1200-1	TEL 087-866-6317 FAX 087-866-6319	○	
相談支援センター あづき	761-8074 高松市太田上町 23-13	TEL 087-888-2571 FAX 087-888-2571	○	○

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

相談支援事業所 ラピッド	761-8078 高松市仏生山町甲 1833-12	TEL 090-7062-3821	○	○
--------------	------------------------------	-------------------	---	---

自立支援給付の中には、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる『訪問系サービス』、施設などで昼間に利用できる『日中活動系サービス』、施設に入所して利用できる『居住系サービス』、地域での生活を支える『地域相談支援』に分けられます。

訪問系サービス・・在宅訪問または施設で利用します。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護	家事援助
		調理、洗濯および掃除等の援助をします。
		身体介護
		自宅で入浴や排せつ等の介護をします。
介護給付	通院等介助	通院の際の介助等をします。
		重度訪問介護
		重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
		同行援護
介護給付	行動援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出する際の必要な援助を行います。
		知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
		短期入所
		家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
介護給付	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

日中活動系サービス・・・施設等で昼間の活動を支援します。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がいのあるかたで、常に介護が必要な人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労選択支援	就職先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望・就労能力や適性に合った選択を支援します。
	就労継続支援	通常事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人の地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問等を行います。

居住系サービス・・・施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容	
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事などの介護をします。	
訓練等給付	共同生活援助	介護サービス包括型	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
		外部サービス利用型	
		日中サービス支援型	

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

地域相談支援・・・地域での生活を支援します。

給付の種類	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設からの退所、精神科病院の退院、保護施設や矯正施設等の退所に向けて、相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をしている人や、同居の家族による支援を受けられない人に、24 時間体制で連絡相談等のサポートを行います。

障がい児通所支援

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

障がい児入所支援・・・施設で住まいの場としてのサービスを行います。

サービスの名称	内 容
福祉型障がい児入所支援	自立のための支援を提供します。
医療型障がい児入所支援	専門医療と福祉をあわせて提供します。

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

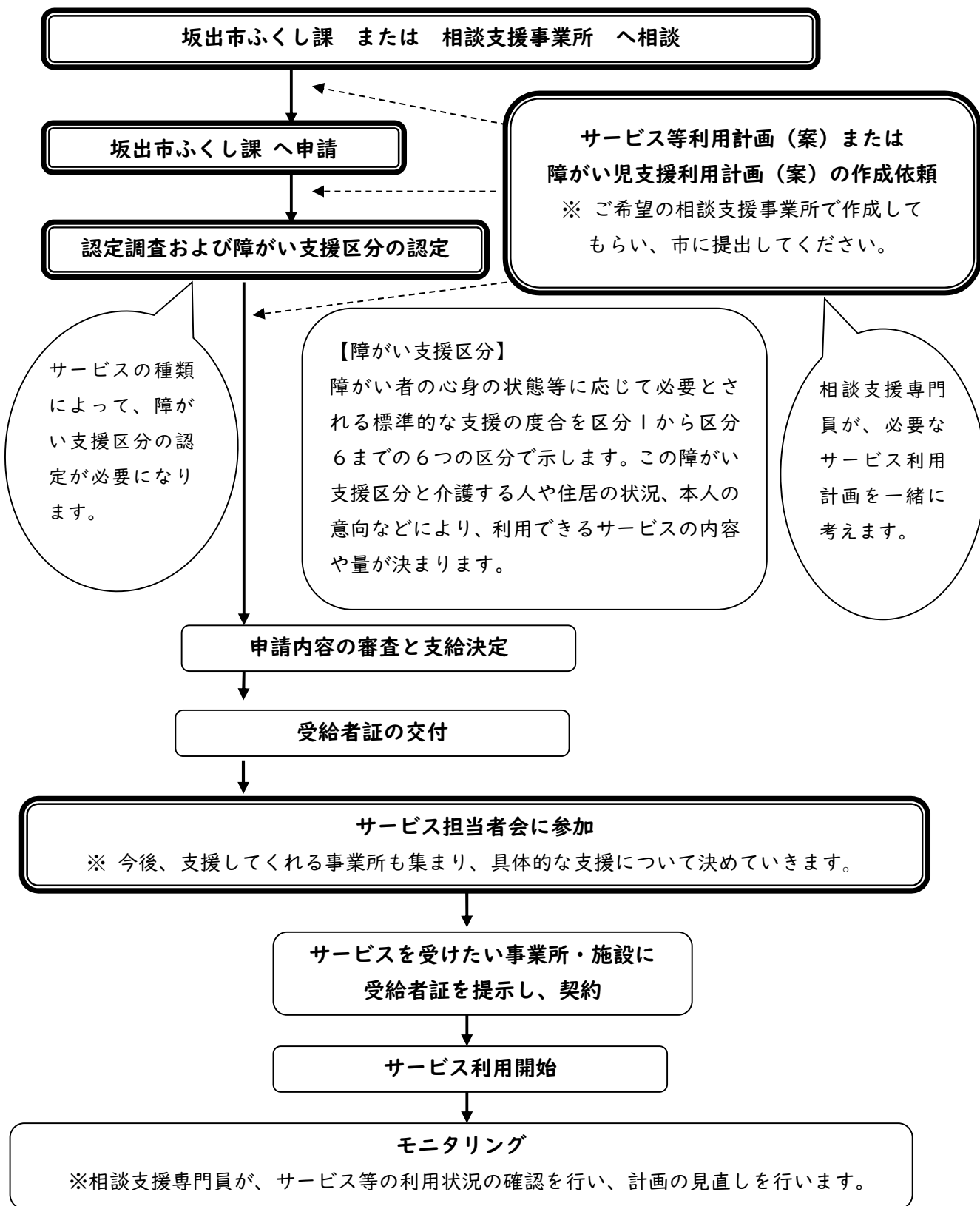
地域生活支援事業

サービスの名称	内 容
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのあるかた等について、外出のための支援を行います。
日中一時支援	日中において監護する者がいないとき、事業所等において一時的に見守りをします。
福祉ホーム	住居を求めている障がいのあるかたにつき、居室その他の設備を利用することができます。
地域活動支援センターⅠ型	日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、入浴や給食を提供するとともに、地域住民ボランティアの育成や医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整、相談支援事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのあるかたに対し、機能訓練・社会適応訓練を行い入浴や給食を提供します。
地域活動支援センターⅢ型	日中活動（創作的活動・生産活動）を行います。
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅で生活する障がいのあるかたに対し、組立式の浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴サービスを行います。
重度障害者就労支援	福祉施策と雇用施策が連携して、重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

サービスの流れ

- 申請からサービス利用開始までに 1 か月から 2 か月程かかります。



部分は対象者のかたに手続き等をしていただく項目です。

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

利用者負担

原則 1 割の自己負担が必要になりますが、世帯の所得に応じて自己負担の上限が設定されます。

区分	世帯の状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円
一般 1	市民税課税世帯	障がい児の場合【市民税所得割が 28 万円未満】	4,600 円
		障がい者（施設に入所するかたを除く）の場合【市民税所得割が 16 万円未満】	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのあるかたとその配偶者
18 歳未満の障がい児 （施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※その他、サービスにより、医療型個別減免や補足給付、多子軽減措置等があります。

※令和元年 10 月より満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が無償化の対象となります。

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

高額障がい福祉サービス等給付費

同一世帯に障がい福祉サービス等を利用しているかたが複数いる等、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、申請により「高額障がい福祉サービス費」、「高額障がい児入所給付費」または「高額障がい児通所給付費」として支給されます。

○合算の対象となるサービス

以下のサービスの利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

- ・障がい者総合支援法に基づくサービス
- ・介護保険法に基づくサービス

※ただし、一人のかたが障がい福祉サービスを併用している場合に限り、高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除きます。

- ・補装具費
- ・児童福祉法に基づくサービス

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

○支給額

基準額（37,200円※）を超えた分（世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計と基準額の差額）が支給されます。

※利用したそれぞれのサービスの受給者証および支給決定通知書に記載された上限額のうち、一番高い額が当該月の基準額となります。

新高額障がい福祉サービス等給付費

65歳以上の障がい者で以下の全ての要件を満たすかたは、申請により、介護保険の自己負担額を償還します。

○要件

- ・65歳に達する日前5年間、介護保険相当障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所）に係る支給決定を受けていたかた
- ・65歳に達する日の前日の属する年度の市民税非課税者または生活保護受給者等
- ・65歳に達する日の前日において、障がい支援区分が区分2以上
- ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

3 障がい福祉サービス・障がい児支援

相談支援事業

- ①対象者 障がいのあるかた、障がいのある児童の保護者または障がいのあるかた等の介護を行っているかた
- ②内容 福祉サービス利用の際の情報提供や相談、専門機関の紹介、権利の擁護のための必要な援助、地域自立支援協議会の運営、ピアカウンセリング等を行います。
- ③相談窓口

事業所	連絡先	主たる対象
社会福祉法人 瀬戸福祉会 (坂出市) 障害者生活支援センターピア	(0877) 56-3070	身体障がい
社会福祉法人 香川県社会福祉事業団(丸亀市) ふじみ園相談支援センター	(0877) 98-3163	知的障がい
医療法人社団 五色会 (坂出市) 中讃地域生活支援センター	(0877) 56-3200	精神障がい
社会福祉法人 若竹会 (坂出市) 相談支援事業所わかたけ	(0877) 59-0582	
医療法人社団 赤心会 (坂出市) 相談支援センターfine	(0877) 48-3400	
医療法人社団 光風会 (高松市) 地域活動支援センタークリマ	(087) 845-0335	
社会福祉法人 翠睦福祉会 (高松市) 精神障害者地域生活支援センターほっと	(087) 840-3770	
医療法人社団 以和貴会 (高松市) ライブサポートセンター相談室	(087) 815-7877	
社会福祉法人 明和会 (小豆島町) 相談支援事業所オリーブ	(0879) 75-2310	

4 日常生活の援助

補装具購入（修理）・借受け費の給付

- ①対象者 身体障害者手帳を交付されているかた、または、政令で定める難病等のかたで、補装具により身体の欠損または損なわれた身体機能を補完または代替できるかた

種 目
義肢・装具・姿勢保持装置・視覚障がい者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置修理）・車椅子・電動車椅子・歩行器・重度障がい者用意思伝達装置・歩行補助つえ（一本つえを除く）
【児童のみ】
座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

障がいの部位等により、対象となる種目が異なります。

- ②内容
- 身体の障がいを補って職業、その他日常生活の能率の向上を図るために補装具費を給付します。
 - 購入、修理および借受けをする前に申請が必要です。既に自費で購入された場合および他法（労働者災害補償保険法・介護保険法等）の適用になる場合は給付の対象にはなりません。

○申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証または、診断書等の対象疾患がわかるもの。（政令で定める難病等に罹患していることにより給付を希望する場合）

○香川県障害福祉相談所の判定または指定自立支援医療機関が作成した意見書が必要なものがあります。

○補装具費給付後、一定期間（耐用年数）は給付できません。

○一部の補装具については、条件により借受けもできます。

○自己負担は、基準額の原則 1 割ですが、所得区分による負担上限月額があります。ただし、基準額を超えた額についてはすべて自己負担となります。

区分	世帯の状況	自己負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	37,200 円

○なお、対象者が 18 歳以上の場合、世帯の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上のかたがいる場合には、給付の対象にはなりません。

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

4 日常生活の援助

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上	障がいのあるかたとその配偶者
18 歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

難聴児補聴器購入費用の助成

①対象者 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付の対象とならない
軽度・中等度の 18 歳未満の難聴児

②内容 ○当該難聴児に係る補聴器の購入または耐用年数を経過した後に
補聴器を更新する費用の一部を助成します。

○購入または更新する前に申請が必要です。既に自費で購入された
場合は助成の対象にはなりません。

○申請に必要なもの

- ・ 指定医療機関の医師が作成した意見書
- ・ 補聴器専門店が作成した見積書

○給付後、原則として 5 年は給付できません。

○助成の額は、次の表の基準価格の 100 分の 106 に相当する額
に 3 分の 2 を乗じた額のうち、購入費用として市長が必要と
認めた額です。

補聴器の種類	基準価格	
ポケット型	44,000 円	(注 1)
耳かけ型	46,400 円	(注 1、2)
耳あな型 (レディメイド)	92,000 円	(注 1)
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900 円	
骨導式ポケット型	74,100 円	
骨導式眼鏡型	126,900 円	(注 3)
軟骨伝導補聴器	126,900 円	(注 1)

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

(注 1) イヤーモールドを必要とする場合は、基準価格に 9,500 円を加算する。

(注 2) ダンパー入りフックとした場合は、基準価格に 250 円を加算する。

(注 3) 平面レンズを必要とする場合は、基準価格に 1 枚につき 3,800 円を
加算する。

4 日常生活の援助

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

日常生活用具購入費の給付

- ①対象者 障がい者手帳を交付されているかた、または、政令で定める難病等のかたで、障がいにより日常生活用具を必要とする在宅で生活するかた
- ②内容
- 日常生活における困難の改善や自立した生活の支援、かつ、社会参加を促進するために購入する日常生活用具の費用の一部を給付します。
 - 購入する前に申請が必要です。既に自費で購入された場合は給付の対象になりません。
 - 申請に必要なもの
 - ・ 身体障害者手帳
 - ・ 市の定める診断書（政令で定める難病等に罹患していることにより給付を希望される場合）
 - ・ 日常生活用具のカタログ（性能・機能がわかるもの）
 - ・ 日常生活用具の見積書
 - ・ 改修前の写真（住宅改修費を希望する時のみ必要）
 - 日常生活用具費給付後、一定期間（耐用年数）給付できません。
 - 自己負担は、原則それぞれの日常生活用具の基準額の 1 割です。ただし、基準額を超えた額についてはすべて自己負担となります。

区分	世帯の状況	自己負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	基準額の 1 割

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上	障がいのあるかたとその配偶者
18 歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

4 日常生活の援助

【日常生活用具の種目】

種目		対象者	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級の者 下肢機能または体幹機能障がいⅠ級またはⅡ級の児童 最重度または重度の知的障がい者（児） 難病等によりねたきりの状態にある者（児）	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級の者 難病等により自力で排尿できない者（児）	5年	67,000円
	特殊寝台	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級またはⅡ級の者（児）	8年	154,000円
	体位変換器	難病等によりねたきりの状態ある者（児）	5年	15,000円
	入浴担架	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級またはⅡ級の者（児）	5年	82,400円
	移動用リフト	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級またはⅡ級の者（児） 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	4年	159,000円
	訓練いす	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級またはⅡ級の児童	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢機能または体幹機能障がいⅠ級またはⅡ級の児童 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	8年	159,200円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がいⅠ級またはⅢ級の者（児）	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がいⅠ級またはⅢ級の者（児） 難病等により呼吸器機能に障がいのある者（児）	5年	36,000円
	電気式たん吸引器		5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を受けている者	10年	17,000円
	視覚障がい者用体温計	視覚障がいⅠ級またはⅡ級の者（児）で、 視覚障がい者のみの世帯および	5年	9,000円
	視覚障がい者用体重計	これに準ずる世帯のもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な障がい者（児）	5年	157,500円

4 日常生活の援助

【日常生活用具の種目】

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢機能または体幹機能障がい者（児） 難病等により入浴に介助を要する者（児）	8 年	90,000 円
	便器	下肢機能または体幹機能障がい 1 級または 2 級の者（児） 難病等により常時介護を要する者（児）	8 年	4,450 円 手すり付きの場合 9,850 円
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢機能もしくは 体幹機能障がい者（児）	3 年	木材 2,200 円 軽金属 3,000 円
	移動・移乗支援用具 （歩行支援用具）	平衡機能または下肢機能もしくは 体幹機能障がい者（児） 難病等により下肢または体幹機能に 障がいのある者（児）	8 年	60,000 円
	頭部保護帽	平衡機能または下肢機能もしくは 体幹機能障がい者 てんかんの発作等により頻繁に転倒する 知的障がい者（児）・精神障がい者	3 年	12,160 円
	特殊便器	上肢機能障がい 1 級または 2 級の者（児） 最重度または重度の知的障がい者（児） 難病等により上肢機能に障がいのある者（児）	8 年	151,200 円
	火災警報器	障がい種別にかかわらず火災発生の 感知・避難が困難な重度の障がい者のみの 世帯およびこれに準ずる世帯のもの	8 年	15,500 円
	自動消火器		8 年	28,700 円
	電磁調理器	視覚障がい 1 級または 2 級の者 最重度または重度の知的障がい者	6 年	41,000 円
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障がい 1 級または 2 級の者（児）	10 年	7,000 円
排泄管理支援用具	聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障がい 2 級の者（児）	10 年	87,400 円
	ストマ装具	ストマ造設者（児）	—	【月額】 消化器系 8,600 円 尿路系 11,300 円
	紙おむつ等（紙おむ つ、浣腸用具、サラン、 ガーゼ等）衛生用具	高度の排便・排尿機能障がい者（児） 脳原性運動機能障がい者（児）	—	【月額】 紙おむつ等 12,000 円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者（児）	—	8,500 円

4 日常生活の援助

【日常生活用具の種目】

情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者（児）または肢体不自由者（児）であって発声発語に著しい障がいを有するもの	5 年	98,800 円
	情報通信支援用具 （パソコン周辺機器、ソフト等）	上肢機能または視覚障がいが1級または2級の者で、周辺機器を利用しなければパソコンの使用が困難なもの	—	購入費用の 2/3 上限 100,000 円
	点字ディスプレイ	視覚障がい 1 級または 2 級かつ聴覚障がい 2 級の重度重複障がい者	6 年	383,500 円
	点字器	視覚障がい者（児）	7 年	10,400 円
	点字タイプライター	視覚障がい 1 級または 2 級の者（児）で就労・就学しているか、就労・就学が見込まれているもの	5 年	63,100 円
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい 1 級または 2 級の者（児）	6 年	89,800 円
	視覚障がい者用活字文章読上げ装置	視覚障がい者（児）	6 年	115,000 円
	視覚障がい者用読書器	視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	8 年	198,000 円
	視覚障がい者用時計	視覚障がい 1 級または 2 級の者	10 年	13,300 円
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者（児）または発声・発語に著しい障がいを有する者（児）で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5 年	71,000 円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6 年	88,900 円
	人工喉頭	喉頭摘出をした者	5 年	70,100 円
	視覚障がい者用ワードプロセッサ	視覚障がい者（児）が共同利用するのを目的に設置する身体障がい者福祉センター・点字図書館	—	1,030,000 円
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	—	一般図書の購入価格 相当額を除く価格
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	視覚障がい 1 級または 2 級の者（児）	5 年	29,000 円
	人工内耳外部装置	聴覚障がい者（児）であって、現に装用している外部装置が5年以上経過しているもの（医療保険が適用できる場合を除く。）	5 年	片耳あたり 200,000 円

4 日常生活の援助

【日常生活用具の種目】

	人工内耳用電池	聴覚障がい者（児）であって、現に人工内耳を装用しているもの	—	片耳あたりの月額 2,000 円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢機能または体幹機能障がいもしくは乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障がいⅠ級からⅢ級の者（児） 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	1 回 限り	200,000 円

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

①対象者 市内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児で、日常生活用具を必要とされるかた。

②内容 ○日常生活の便宜、福祉増進を図るため、日常生活用具の費用の一部を給付します。
○購入する前に申請が必要です。

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

4 日常生活の援助

在宅ねたきり高齢者・障がい者紙おむつ給付事業

①対象者

下記の条件をすべて満たすかた

○身体障害者手帳または療育手帳で該当の場合

- ・ 在宅の 18 歳以上のかた
- ・ 身体障害者手帳 1 級、2 級または療育手帳Ⓐ、A のかた
- ・ 常時おむつを必要とするかた

○介護保険で該当の場合

- ・ 在宅の 40 歳以上のかた
- ・ 介護保険の要介護認定が要介護 3 以上のかた
- ・ 常時おむつを必要とするかた

②内容

○家庭において、おむつを必要とする重度心身障がいまたはねたきりや認知症の高齢者のかたに紙おむつを給付して、その生活を支援し、また、介護するかたの援助をするものです。

○種類は、フラット・尿とりパッド・リハビリパンツ・テープ止の 4 種類で、種類により枚数は異なりますが、1 か月あたり 32～120 枚を給付します。

○申請の際、地区の民生児童委員の証明が必要です。

○申請された月の翌月から、毎月民生児童委員によって配布されます。

○3 か月を超えて入院した場合、施設に入所した場合は受給権がなくなります。

③相談窓口

坂出市ふくし課	障がい福祉係	44-5007
かいご課	介護保険係	44-5090

4 日常生活の援助

住宅改造費の助成

- ①対象者 65歳未満の視覚障がい1級～2級、肢体不自由1級～2級（視覚障がいと肢体不自由の重複により2級のものを含む）のかたが属する世帯で、前年の所得税が非課税の世帯の生計中心者
- ②内容
- 身体障がいのあるかたの日常生活を容易にするため、現に居住し、または居住しようとする住宅の中で、当該障がいのあるかたにとって真に改造を必要とする箇所の改造工事費を補助します。なお、住宅の購入、新築、増築、全面的な建替工事は対象となりません。また、既にこの事業による改造工事を行った住宅、および着工している改造工事は対象となりませんので、事前にご相談ください。
 - 日常生活用具購入費の給付の「居宅生活動作補助用具」の対象となるかたは、「居宅生活動作補助用具」が優先されます。また、介護保険制度の対象となるかたは、介護保険の「住宅改修費支給制度」が優先されます。
 - 補助の金額は、実際の工事費と100万円を比して、少ない方の金額の3分の2を補助します。日常生活用具購入費の給付または介護保険制度の対象となるかたで、改修費が20万円を超えた場合（20万円までは日常生活用具または介護保険制度を利用）は、その超えた金額（80万円を限度とする）の3分の2を補助します。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

5 社会参加と自立のために

手話通訳者設置

- ①対象者 聴覚・音声・言語機能に障がいがあり、手話通訳を必要とするかた
- ②内容 ○毎週月・水・金曜日（8：30～17：15）に、ふくし課に手話通訳者がいます。
○市役所の各課窓口での申請手続きに際する通訳、相談・助言、その他意見等の伝達の仲介を行います。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007
FAX 45-7270

手話通訳者・要約筆記者派遣

- ①対象者 聴覚・音声・言語機能に障がいがあり、手話通訳または要約筆記を必要とするかた
- ②内容 ○社会生活上必要不可欠な業務において、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思等の伝達の仲介を行います。
○利用料など自己負担はありません。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007
FAX 45-7270

電話お願い手帳の配布

- ①対象者 聴覚・言語に障がいのあるかた
- ②内容 ○耳や言葉の不自由なかたが、周りの人に協力を求める際に使用する手帳です。
○NTTグループより無料で配布され、ふくし課の窓口にあります。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007
FAX 45-7270

5 社会参加と自立のために

字幕入りビデオライブラリー

- ①対象者 聴覚障がいのあるかた、手話の勉強をしたいかた
- ②内容 ○映画・ドラマ・趣味・手話の学習用教材・ドキュメンタリー・
教養・アニメ・等の字幕（または手話）入りビデオ・DVD
を貸し出します。
○貸出料は無料です。
- ③相談窓口 香川県聴覚障害者福祉センター 087-868-9200
FAX 087-868-9201

119番通報について

1. FAXによる通報

- ①対象者 どなたでも利用できます。
- ②内容 FAXで「119」をダイヤルし、送信することで消防隊や救急隊の要請ができます。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007 FAX 45-7270
坂出市消防本部情報指令課 46-0119 FAX 46-4491

2. インターネットによる通報

^{ネット}
Net 119緊急通報システム（※事前登録が必要）

- ①対象者 坂出市消防本部管内（坂出市、宇多津町）に居住、通勤または通学しているかたで、聴覚や言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難なかた
- ②内容 携帯電話・スマートフォン等のインターネット機能を利用して、いつでも全国どこからでも119番通報できるシステム
- ③相談窓口 坂出市消防本部情報指令課 46-0119
FAX 46-4491

5 社会参加と自立のために

110番アプリシステムについて

- ①対象者 聴覚や言語機能に障がいがあるかたなど、音声による110番通報が困難なかた
- ②内容 ○聴覚や言語機能等に障がいがあり、音声による110番通報が困難なかたが、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できるシステムです。
○スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、氏名等を事前に登録することで利用が可能です。
- ③相談窓口 香川県警本部 087-833-0110
FAX 087-833-9494

身体障がい者補助犬給付

- ①対象者 身体障害者手帳の交付を受けた満18歳以上の在宅の視覚障がい、肢体不自由または聴覚障がいのあるかたであって、日常生活に著しい障がいがあり、補助犬給付が就労等社会活動への参加に効果があると認められるかた
- ②内容 ○盲導犬、介助犬または聴導犬が給付されます。
なお、介助犬、聴導犬については未だ育成施設の数が少なく、需要に比して育成頭数が少ない状況にあることから給付までにかなりの期間を要することが予想されます。
○給付を受けようとするかたは、申請書、その他の必要書類を、毎年度市ふくし課を経由して香川県知事に申請します。
○給付の決定を受けたかたは、知事の指定する訓練所等において補助犬の使用に関する所定の訓練を修めなければなりません。訓練施設入所中は、施設入所に係る費用徴収があります。
○補助犬の給付については自己負担がありません。補助犬の飼育に係る食料費等の一切の費用は、給付を受けたかたが負担します。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

5 社会参加と自立のために

災害時用バンダナについて

- ① 対象者 災害時に配慮が必要な市内在住者、手話が使える市内在住者など
- ② 内容 ○災害時に配慮が必要なかたが身につけることで、障がいのあることや手話・筆談でのコミュニケーションなどの支援が必要であることを周囲に知らせたり、支援を必要とする人に手話ができることを知らせたりすることができます。
- ③ 相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

自動車運転免許取得費助成

- ① 対象者 Ⅰ級～Ⅳ級の上肢、下肢または体幹機能障がいのあるかたで、免許取得後において、改造した自動車による自立更生計画が適当と認められるかた
- ② 内容 ○自動車運転免許取得に要した費用の3分の2以内の額を助成します。ただし助成の限度額は10万円です。
○自動車学校入校の申込みをする前に、市への申請が必要です。
○世帯の所得により、所得制限があります。
- ③ 相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

自動車改造費助成

- ① 対象者 Ⅰ級～Ⅳ級の上肢、下肢または体幹機能障がいのあるかたで、就労等のために自らが所有し、運転する自動車を改造する必要があるかた
- ② 内容 ○運転免許証の備考欄に、免許の条件等として記された、操行装置（ハンドルノブ、方向指示レバー等）および駆動装置（アクセルペダル位置等）の改造に要した費用を助成します。ただし、助成の限度額は10万円です。
○改造する前に、申請が必要です。
○世帯の所得により、所得制限があります。
- ③ 相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

5 社会参加と自立のために

重度身体障がい者介助者用自動車改造助成

- ①対象者 下記のいずれかに該当するかた
- ア.坂出市内に 1 年以上住所を有し、在宅で生活する者で、下肢または体幹機能障がい 1・2 級の身体障害者手帳が交付されていて、車椅子、ストレッチャーその他補助用具を使用し介助を受けなければ移動が困難な状態が継続すると認められるかた
- イ.アの障がいのあるかたと同居もしくは生計を一にして市内に住所を有するかた
- ②内容 ○車椅子のまま乗降できるようなスロープまたはリフト装置の設置、および車両への固定について、改造に要した費用の 3 分の 2 以内の額（40 万円を限度とする。）を助成します。
- 上記同様の改造を施した車（新車に限る。）を購入する場合、同種の標準型車両本体価格との差額費用の 3 分の 2 以内の額（40 万円を限度とする。）を助成します。
- 車は、上記アまたはイのかたの所有名義でなければ、対象になりません。
- 改造もしくは新車を購入する前に、申請が必要です。
- 世帯の所得により、所得制限があります。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44－5007

5 社会参加と自立のために

職場実習奨励金

- ①対象者 あっせん機関（※）のあっせんにより、市内に居住する障がいのあるかたを実習生として5日間以上職場実習に受け入れた事業主（市外の実習場所も対象です。）
- ②内容 ○奨励金は、実習生1人あたり20,000円です。5日間以上であれば、実習期間の日数に関わらず、実習生一人あたりの額は定額です。事業主が同一の実習生を2回以上職場実習に受け入れた場合、2回目以降の職場実習は対象外です。
- 就労継続支援A型の事業所における障がい福祉サービス利用者としての就労、トライアル雇用、および高校2年生以下の職場体験を除きます。
- 申請期限は、職場実習を終了した日から1年を経過する日までです。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

障がい者就職支度金

- ①対象者 市内に居住する障がいのあるかたで、一般就労が決定し、トライアル雇用の期間を除き6ヵ月以上継続して週平均20時間以上勤務する見込みがあり、下記ア～ウのいずれかに該当するかた
- ア．特別支援学校に在学の者または特別支援学校を卒業後5年以内のかた
- イ．30歳未満で、あっせん機関（※）によるあっせんにより就職したかた
- ウ．就労移行支援または就労継続支援の事業を経由して就職したかた
- ②内容 ○金額は、36,000円です。一人一回限りです。
- 申請期限は、就職した日から1年を経過する日までです。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

※あっせん機関とは、公共職業安定所、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、地域障がい者職業センター、特定相談支援事業者、一般相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等です。

5 社会参加と自立のために

特別支援学校高等部生徒資格取得費補助

①対象者 市内在住の特別支援学校高等部に在学する生徒で、対象資格検定の合格者（坂出市民であれば、市外の特別支援学校高等部に在学していても対象です。）

②内容 ○資格を取得するための受検料を全額補助します。

○対象資格検定

- ・ 原動機付自転車免許学科試験
- ・ 普通自動車免許学科試験
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ コンピュータサービス技能評価試験
 - ワープロ部門 Ⅰ～Ⅲ級
 - 表計算部門 Ⅰ～Ⅲ級
 - データベース部門 Ⅰ～Ⅲ級
 - オフィスドキュメント部門 Ⅰ～Ⅲ級
 - PC ドライビング部門
 - セキュリティ部門
- ・ パソコン入カスピード認定試験 Ⅴ段～Ⅳ級
- ・ ワープロ実務検定試験 Ⅰ～Ⅳ級
- ・ 珠算・電卓実務検定試験 Ⅰ～Ⅵ級
- ・ 実用英語技能検定 Ⅰ～Ⅴ級
- ・ 日本漢字能力検定 Ⅰ～Ⅳ級
- ・ 硬筆書写技能検定 Ⅰ～Ⅴ級
- ・ 毛筆書写技能検定 Ⅰ～Ⅴ級
- ・ 日本語検定 Ⅰ～準Ⅴ級
- ・ 公益財団法人全国商業高等学校協会が主催または後援する検定試験
- ・ 公益財団法人全国工業高等学校長協会が主催または後援する検定試験
- ・ その他市長がこれらと同等と認めるもの

○申請期限は、合格した日からⅠ年を経過する日までです。

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

5 社会参加と自立のために

駐車禁止規制の適用除外

①対象者

障がい名		障がい程度	
身体障がい	視覚障がい	1 級から 3 級までの各級および 4 級の 1	
	聴覚障がい	2 級および 3 級	
	平衡機能障がい	3 級および 5 級	
	上肢不自由	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2	
	下肢不自由	1 級から 5 級	
	体幹不自由	1 級から 5 級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変により運動機能障がい	上肢機能	1 級および 2 級（一上肢のみの場合を除く）
		移動機能	1 級から 2 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障がい	1 級および 3 級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1 級から 3 級までの各級	
	肝臓機能障がい	1 級から 3 級までの各級	
知的障がい		療育手帳 ㊤、A	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳 1 級	

- ②内容
- 対象者が移動を目的として使用する車両が駐車する（同乗する）場合、他の交通の妨げにならないければ、駐車禁止区域内や時間制限駐車区間（パーキングチケット、メーター）に駐車することができます。法定駐車禁止場所や駐停車禁止場所では、標章を提示していても駐車できません。
 - 車両を保有していないかたでも交付が受けられ、タクシーや他の人の車両に乗車する場合でも標章が使用できます。
 - 有効期限は標章の発行日から 3 年間です。
 - 標章の交付を受けるためには、申請書を警察署に提出しなければなりません。
 - 申請に必要なもの
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 自動車検査証
 - ・ 免許証
 - ※ その他必要なものは警察署に確認してください。

③相談窓口 坂出警察署 46-0110

5 社会参加と自立のために

かがわ思いやり駐車場制度

①対象者

区分		等級
身体障がい	視覚障がい	1～4 級
	聴覚障がい	2、3 級
	平衡機能障がい	3、5 級
	肢体不自由	上肢 1～4 級
		下肢 1～6 級
		体幹 1～3、5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1～4 級
		移動機能 1～6 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障がい	1、3、4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい		1～4 級
知的障がい		療育手帳㊤、A
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳 1 級
特別児童扶養手当対象児童		当該手当の受給対象者のうち身体・知的・精神障がいの手帳の交付を受けていないかた（ただし障がい区分が音声・言語・そしゃく機能のかたと障がい等級 2 級のうち知的・精神の障がいのかたは対象外）
高齢者		要介護状態区分が「要介護 1～5」
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者等 小児慢性特定疾病医療受給者
一般的に移動に配慮が必要な者	けが人	けがにより一時的に歩行が困難なため、車いす、杖等を使用するかた
	妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた日から、単胎児の場合は産後 2 年、多胎児の場合は産後 3 年までのかた

②内容

利用証を交付されたかたが、左の案内表示がある駐車場を利用できます。官公署やショッピングセンター等の出入口に近い場所等に設けられています。

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証 等
- ・代理申請の場合は代理人のかたの身分証明書（運転免許証等）



5 社会参加と自立のために

② 相談窓口 香川県 保健福祉総務課 087-832-3280
 中讃保健福祉事務所 0877-24-9961

（申請受付場所は上記の窓口ですが、申請書を上記の窓口のほか、坂出市ふくし課に置いています。
郵送および香川県電子申請・届出システムでも受け付けています。

また、香川県のホームページからもダウンロードできます。）

かがわ思いやり駐車場制度

検索

香川県電子申請・届出システムによる申請



https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9985（外部サイトへリンク）

5 社会参加と自立のために

代理投票と点字投票

- ①対象者 ○投票用紙に文字を記入できないかた、目の不自由なかた
- ②内容 ○代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のために、投票所の係員が代わって記載する制度です。投票管理者に申請すると補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおりかどうか確認します。(平成25年5月の法改正により補助者は「投票事務に従事する者」に限定されました。)
- また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。
- ③相談窓口 坂出市選挙管理委員会 44-5020 (内線 591)

郵便等による不在者投票

①対象者

身体障がい者手帳	障がい名	障がい程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	●	●	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	●	—	●
	免疫、肝臓の障がい	●	●	●

戦傷病者手帳	障がい名	障がい程度			
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
	両下肢、体幹の障がい	●	●	●	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	●	●	●	●	

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護 5

- ②内容 ○上記のかたのうち、坂出市の選挙人名簿に登録されているかたで、かつ選挙権を有するかたは、選挙の時に、自宅で投票用紙に記入し、選挙管理委員会に郵送することにより投票することができます。

5 社会参加と自立のために

○郵便等による不在者投票ができるかたのうち上肢・視覚の障がいⅠ級のかた（戦傷病者手帳の場合は、上肢・視覚の障がい特別項症、第Ⅰ項症、第Ⅱ項症）は、手続きを行えば代理の人に記載してもらう方法によることもできます。

○坂出市選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書が必要です。

○投票用紙の請求は、選挙期日の4日前までに行ってください。

③相談窓口 坂出市選挙管理委員会 44-5020（内線 591）

成年被後見人のかたの選挙権の回復

平成25年5月に公職選挙法の一部が改正され、成年被後見人のかたは選挙権・被選挙権を有することとなりました。

青い鳥郵便葉書の配布

①対象者 身体障がいⅠ～Ⅱ級、知的障がい㊤、Aのかた

②内容 ○身体障がい者福祉に対する理解と認識を高めるための青い鳥郵便葉書が20枚贈呈されます。

○受付期間や申請方法は各郵便局にお問い合わせください。

③相談窓口 各郵便局

電話リレーサービス

②対象者

②内容 聴覚や発話に困難があるかたと聞こえるかたを、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐ公共インフラです。

日本財団電話リレーサービスへの利用登録後に利用ができます。

③相談窓口 利用登録・利用方法・サービス内容について

（一財）日本財団電話リレーサービス

T E L 03-6275-0910 F A X 03-6275-0913

M A I L info@nftrs.or.jp H P <https://nftrs.or.jp/>

制度について

総務省 電気通信消費者相談センター 03-5253-5900

6 経済的負担の軽減

障がい基礎年金（国民年金）

- ①対象者 国民年金加入中、もしくは20歳前の病気やケガで障がいの状態にあるかた
- ②内容 ○障害者手帳の等級と障がい基礎年金の認定等級は必ずしも同じではありません。
○一定の支給要件があります。
○年金額（令和8年度）
1級障がい 1,059,125円＋子の加算
（S31.4.1以前に生まれたかたは1,056,125円＋子の加算）
2級障がい 847,300円＋子の加算
（S31.4.1以前に生まれたかたは844,900円＋子の加算）
子の加算 第1子、第2子は243,800円
第3子以降は各81,300円
- ③相談窓口 坂出市市民課 年金係 44-5005（内線214・215）
高松西年金事務所 お客様相談室
高松市錦町2-3-3 087-822-2840

障がい厚生年金

- ①対象者 厚生年金加入中の病気やケガで障がいの状態にあるかた
- ②内容 ○障害者手帳の等級と障がい厚生年金の認定等級は必ずしも同じではありません。
○一定の支給要件があります。
○障がいの原因となった傷病の初診日に厚生年金に加入していた場合、1級または2級障がい厚生年金は障がい基礎年金に上乗せして支給されます。
- ③相談窓口 高松西年金事務所 お客様相談室
高松市錦町2-3-3 087-822-2840

その他の年金給付等

国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の障がい共済年金、労働者災害補償保険による障がい（補償）年金等があります。

- ③相談窓口 加入している共済組合等にお問い合わせください。

6 経済的負担の軽減

特別障がい給付金

- ① 対象者
- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者（厚生年金や共済年金等に参加しているかたの配偶者）

○上記に該当し、当時任意加入していなかった期間に初診日のある傷病により、現在の障がいの状態が障がい基礎年金1級・2級に相当するかた。ただし、65歳に達する日の前日までに請求をする必要があります。

- ② 内容
- 障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができるかたは対象になりません。
- 年に6回、2・4・6・8・10・12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

対象者	支給額（令和8年度）
障がい基礎年金1級相当	月額58,650円
// 2級相当	月額46,920円

○本人の所得が一定の額を超えるときは、支給額の全額または半額が停止される場合があります。

- ③ 相談窓口
- 坂出市市民課 年金係 44-5005（内線 214・215）

6 経済的負担の軽減

特別障がい者手当

- ①対象者 日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度の障がいのあるかたで、下記の条件を満たしているかた

1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能で座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	内臓機能等に重度の障がいを有するもの
7	精神状態に重度の障がい（知能指数 20 以下程度）を有するもの

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

- ・上記の表に掲げる障がいが 2 つ以上重複するかた
- ・上記の表に掲げる障がいが 1 つあり、かつその他に身体機能の障がいまたは精神の障がい（知的障がいを含む）が 2 つ以上あるかた
- ・両上肢、両下肢、体幹のいずれかの障がいがあり、かつ常時特別の介護を要するかた
- ・内臓機能等に重度の障がいがあり、かつ絶対安静を要するかた
- ・精神状態（知的障がいを含む）に障がいがあり、かつ常時特別の介護を要するかた

②内容

- 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書等が必要です。
- 3 ヶ月以上の入院をしている場合、施設等へ入所をしている場合は支給されません。
- 本人・扶養義務者などの所得に限度額があります。
- 手当月額 30,450 円

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

障がい児福祉手当

①対象者

日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の重度の障がいのある児童で、下記の障がい程度を満たしている児童

1	両眼の視力の和が 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7	体幹の機能で座っていることができない程度の障がいをも有するもの
8	内臓機能等に重度の障がいをも有するもの
9	精神状態に重度の障がい（知能指数 20 以下程度を含む）をも有するもの

②内容

- 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書等が必要です。
- 障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合、施設等に入所している場合は支給されません。
- 本人および扶養義務者などの所得に限度額があります。
- 手当月額 16,560 円

③相談窓口

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

心身障がい者（児）福祉年金

- ①対象者 市内に住所を 1 年以上有し、在宅で生活する者で下記に該当するかた
- ・身体障がい 1 級～4 級
 - ・身体障がい（20 歳未満）1 級～5 級
 - ・知的障がい㊤、A、㊦

- ②内容
- 施設等に入所または 3 ヶ月以上入院した場合は、資格を喪失します。
 - 申請月から支給し、支払方法は振込のみになります。障がい程度・振込口座等の変更時は届出が必要になります。
 - 8 月と 2 月の年 2 回に分けて支給します。振込日は当該支払月の 15 日（日曜、土曜、祝日等の場合は、その直前の金曜日）となります。
 - 支給額は下記のとおりです。

年金の種類	障がい程度	年額
心身障がい者福祉年金	身体障がい 1～2 級、知的障がい㊤、A、㊦	12,000 円
	身体障がい 3～4 級	10,000 円
心身障がい児福祉年金	身体障がい 1～2 級、知的障がい㊤、A、㊦	22,000 円
	身体障がい 3 級	17,000 円
	身体障がい 4 級	12,000 円
	身体障がい 5 級	10,000 円

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

通学費の助成

- ①対象者 障がいのために香川県内の特別支援学校等に月 5 日以上通学する心身障がいのある幼児、児童、生徒の保護者
- ②内容
- 当該年度の 3 月 10 日までに申請が必要です。
 - 助成金額（児童一人あたり）
 - ・市内の学校 月額 3,500 円
 - ・市外の学校 月額 5,500 円
 - 市民税等に滞納のあるかたは対象になりません。

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

児童扶養手当

①対象者

ひとり親家庭、もしくは父または母が重度の障がいの状態にある児童（18歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する母または父（または養育者）

②内容

- 当制度独自の認定基準があります。
- 児童が児童福祉施設等に入所したり里親委託されているときは、手当を受けることができません。
- 児童に概ね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで手当が受けられます。
- 手当月額は次のとおりです。

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	48,050円	48,040～11,340円

※全部支給の場合、2人目以降は11,030円ずつの加算となります。

※本人および扶養義務者の所得や公的年金により、手当の一部または全部が停止される場合があります。

※手当額は改定される場合があります。

③相談窓口

坂出市こども課 児童福祉係 44-5027（内線 356）

特別児童扶養手当

①対象者

20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童を養育しているかた

②内容

- 当制度独自の認定基準があります。
- 次の場合は、手当を受けることができません。
 - ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・児童が児童福祉施設等に入所したとき
- 手当月額は次のとおりです。

区分	金額
1級（重度）	58,450円
2級（中度）	38,930円

※本人および扶養義務者の所得により、所得制限があります。

③相談窓口

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

6 経済的負担の軽減

在宅ねたきり高齢者・障がい者介護慰労金

- ①対象者

 - 市内に引き続き１年以上居住し、在宅で生活する下記のいずれかに該当するかたを介護しているかた
 - ・２０歳以上で、下肢・体幹機能障がい有し、移動機能障がいの等級が１級、２級であって、日常生活能力判定表による加点が１２点以上のかた
 - ・２０歳以上で、療育手帳が㊤、Ａであって、日常生活能力判定表による加点が１２点以上のかた
 - ・６５歳以上（４０歳以上６５歳未満の特定疾患を含む）で、要介護４もしくは５と認定されたかた

②内容

 - 年に２回、１０月と４月にそれぞれ前月分までを支給します。
 - 介護慰労金 年額　６０，０００円
一時見舞金 年額　１０，０００円
 - 申請の際、地区の民生児童委員の証明が必要です。
 - 介護者および対象者が３か月を超えて入院した場合や、施設に入所した場合は受給権がなくなります。

③相談窓口

坂出市ふくし課	障がい福祉係	４４－５００７
かいご課	介護保険係	４４－５０９０

6 経済的負担の軽減

心身障がい者扶養共済制度

- ①対象者 下記のア～ウのいずれかに該当する心身障がいのあるかたの保護者で、県内在住かつ65歳未満の健康なかた
- ア 知的障がい
イ 身体障がいⅠ級～Ⅲ級
ウ 精神または身体に永続的な障がいを有するかたで、アまたはイと同程度の障がいと認められるかた
- ②内容 ○障がいのあるかたの保護者が、その生存中毎月一定の掛金を出し合い、その保護者に万一のことがあった場合に、あとに残された障がいのあるかたに終身一定の年金を支給します。
- 掛金は、加入時の年齢と世帯の所得の状況に応じて異なります。2口目まで加入できますが、2口目の掛金は所得による差はありません。
- 年金の月額額は2万円（2口加入されている場合は4万円）です。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

心身障がい者扶養共済制度掛金助成

- ①対象者 心身障がい者扶養共済制度加入者
- ②内容 ○心身障がい者扶養共済制度の掛金を坂出市が助成します。
- 助成の額は、対象者が納付した1口目の額の6割です。
- 住民税非課税世帯については、納付した1口目の掛金の全額を助成します。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

入園料等の免除・割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容 ○栗林公園・香川県立ミュージアム・かがわ総合リハビリテーションセンター施設（体育館、プール等）・

6 経済的負担の軽減

東山魁夷せとうち美術館・さぬきこどもの国のスペースシアター観覧料ほか・玉藻公園・坂出市美術館・坂出市塩業資料館・角山温水プール等の入園料等が減免されます。

○入園する際に身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示してください。

③相談窓口 各施設（他市町の施設でも入園料等が割引等になる施設があります）

障がい者手帳アプリ ミライロID

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障がい者手帳情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を公共施設等で提示することで、障がい者割引などを受けられます。

①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた

②内容 ○スマートフォンから「ミライロID」を検索または下記ホームページにアクセスし、アプリをダウンロードしてください。（URL: <https://mirairo-id.jp>）

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

NHK放送受信料の減免

①対象者

②内容

	全額免除 〔障がいのあるかたを世帯構成員 に有する場合〕	半額免除 〔障がいのあるかたが世帯主かつ 契約者の場合〕
身体障がい	世帯構成員全員が 市町村民税非課税	視覚・聴覚障がいのかた 重度（Ⅰ・Ⅱ級）のかた
知的障がい		重度（㊤、A）のかた
精神障がい		重度（Ⅰ級）のかた

○放送受信料免除申請書に市福祉事務所の証明を受けた後、NHKに提出してください。

○NHKのお客番号がわかる書類を保管しておいてください。

③相談窓口 NHK高松放送局 高松市錦町1-12-7
087-825-0150

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

ケーブルテレビ利用料の割引

- ①対象者 契約者（世帯主）のかたが、身体障害者手帳１級～２級を交付されているかた
- ②内容 ○ケーブルテレビ月額利用料が割引となります。
○申請手続きが必要です。また、毎年更新の手続きが必要です。
- ③相談窓口 K B N 香川テレビ 46-5000

国内航空運賃の割引

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されているかたと介護者１名
- ②内容 ○手帳を呈示して搭乗券を購入してください。
○割引率は、航空運送事業者や路線によって異なります。
○年齢要件等により対象とならない場合がありますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。
- ③相談窓口 各航空会社 航空券販売窓口

タクシー運賃の割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容 ○１割引
○乗車時に乗務員に手帳を呈示してください。
○有料道路・高速道路通行料金、駐車料金等は適用除外です。
○貸切りタクシーの場合は、割合はありません。
○一部取扱いをしていない会社があります。
- ③相談窓口 各タクシー会社

6 経済的負担の軽減

障がい者福祉タクシー助成券の交付

- ①対象者 坂出市に住民票を有し、在宅で生活する者で下記に該当するかた
・身体障がいⅠ級、知的障がい㊤、精神障がいⅠ級

②内容

- １年間に１枚 500 円、24 枚を交付します。交付した年度の３月末まで使用可能です。
- 乗車料金に応じて助成券を乗務員に渡してください。乗車料金を超えない範囲で複数枚利用可能です。また、複数の利用者が同乗する場合の使用上限枚数は 24 枚です。
- 助成券を利用する際には必ず手帳を携行し、乗務員から求められた時には提示してください。
- 市外に転出した場合、施設等に入所または３ヶ月以上入院した場合、また手帳の等級が変更したとき等は、資格を喪失しますので、その場合は助成券の返還手続きを行ってください。
- 助成券を紛失しても再交付はできません。
- 助成券は下記のタクシー事業者で利用できます。

タクシー事業者	電話番号	車両等（※）
琴参タクシー	46-3805	車いす対応
サンヨータクシー	46-1010	車いす対応
四国タクシー	44-0001	車いす対応
スミレタクシー	44-2000	
府中タクシー	48-1222	車いす対応

※詳しくは、配車依頼時に各タクシー会社へお問い合わせください。

- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

6 経済的負担の軽減

有料道路通行料金の割引

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳を交付されているかた
- ②内容 ○福祉事務所またはオンラインにおいて事前申請が必要です。
→ オンラインによる申請はマイナポータルと連携が必要。
R8.4月時点ではETC利用限定。

○下記の場合に通行料金が5割引になります。

ア.第一種障がいのかたが自ら運転する場合または第一種障がいのかたを乗せて介護者が運転する場合

イ.第二種身体障がいのかたが自ら運転する場合

○事前に登録できる自動車は、1人につき1台です。

※事前に登録されていない自動車(知人の車、レンタカー等)での利用時にも一定の要件の下で割引の適用ができます。

○乗車定員10人以下等の車両要件があり、一部対象にならないものもあります。

○オンライン申請、ETC無線通行(ノンストップ走行)完了までには3週間ほど要します。

【手帳での割引の場合】

- ・身体障がい者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証(注1)
- ・割賦契約書又はリース契約書(注2)
- ・運転免許資格情報が確認できるもの(第二種の場合のみ)

【ETC利用の場合】

- ・身体障がい者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証(注1)
- ・割賦契約書又はリース契約書(注2)
- ・運転免許資格情報が確認できるもの第二種の場合のみ
- ・ETCカード(ETCカードは本人名義のもの)(注3)
- ・ETC車載器セットアップ証明書等

(注1) 車検証電子化(R5.1月～普通自動車・R6.1月～軽自動車)に伴い、自動車検査証記録事項の持参も必要です。

(注2) 代金支払債務が残っている場合に限ります。

(注3) 20歳未満の場合、未成年時と同様に親権者または法定後見人名義者のものとなります。

6 経済的負担の軽減

③相談窓口 本州四国連絡高速道路(株)お客さま窓口 078-291-1033
(9:00~17:30 通話料有料)
坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

バス・電車運賃の割引

① 対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

② 内容

- ・ 第一種障がいのあるかたが介護者と乗車する場合は、障がいのあるかた、介護者ともに 5 割引。
- ・ 単独の場合は 5 割引。

○バスの定期乗車券は 3 割引～5 割引。

○乗車券購入の際、手帳を呈示してください。

○一部取扱いをしていない会社があります。

③ 相談窓口 各バス会社、各鉄道会社

坂出市循環バスの割引

① 対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた

② 内容 ○5 割引
○乗車時に乗務員に手帳を呈示してください。
※手帳の代わりにミライロ I D 提示でも可。

③ 相談窓口 琴参バス株式会社 坂出営業所 46-2213

6 経済的負担の軽減

J R 旅客鉄道株式会社運賃の割引

- ① 対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方および同行する介護者 1 名
- ② 内容 ○第一種・第二種により、取扱いが異なります。
○手帳（ミライロ I D も可）を呈示して乗車券を購入してください。

区分	乗車券の種類	割引率			取扱区間
		単独	介護付		
			本人	介護者	
第一種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独の場合は、片道100 kmを超える区間
	回数券		5割	5割	駅相互間
	定期券		割引あり	割引あり	駅相互間
第二種	普通乗車券	5割			片道100 kmを超える区間
	定期券 (12歳未満)		割引あり	割引あり	駅相互間

- ③相談窓口 J R 切符発売窓口

J R 特急料金の割引（ジパング倶楽部会員のみ）

- ① 対象者 男性は 60 歳以上、女性は 55 歳以上で身体障害者手帳を交付されているかた
- ② 内容 ○J R ジパング倶楽部に入会する必要があります。
○年会費が必要で、会員は 1 年更新です。
○会員になると片道・往復・連続で 201 km 以上利用する場合、割引があります。
○3 回目までの利用では特急券などが 2 割引、4 回目以降の利用は 3 割引になります。
○第一種の障がいのあるかたに介護者が同行する場合、介護者がジパング倶楽部の会員でなくても、介護者も同様の割引が受けられます。

6 経済的負担の軽減

○継続で更新した場合は 1 回目から 3 割引です。

③相談窓口 香川県身体障害者団体連合会
高松市番町 1-10-35（香川県社会福祉総合センター5F）
087-862-3540

バリアフリー改修促進に伴う減税制度

障がいのあるかたが安全な住まいに安心して暮らすためには、住まいのバリアフリー化を促進することが重要であり、住宅に係るバリアフリー改修について減税制度があります。

種類	①対象者	②内容	③相談窓口
所得税	一定の時期・要件を満たすバリアフリー改修工事を行ったかた	I：ローン型減税 II：投資型減税	税務署
固定資産税	新築された日から 10 年以上経過した住宅について、令和 13 年 3 月 31 日までに、一定のバリアフリー改修工事を行ったかた	当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額の 3 分の 1 を減税 (100 ㎡相当分まで)	市税務課

③相談窓口 所 得 税 … 坂出税務署 46-3131
固定資産税 … 坂出市税務課資産税係 44-5004
(内線 161・162・163・164)

普通自動車における

自動車登録時の自動車税【月割額】、自動車税【年額】の減免

①対象者 身体障がい … 身体障害者手帳の障がいの部位および本人運転であるか、同一生計家族（常時介護者）による運転であるかにより、対象となる等級要件が異なります。

知的障がい … 療育手帳㊤、A

精神障がい … 精神障害者保健福祉手帳 1 級および
自立支援医療（精神通院）の受給者

②内容 ○減免は一人一台に限ります。

○普通自動車における自動車登録時の自動車税【月割額】は、18 歳以上の身体障がいのあるかたで減免を受ける場合のみ、自動車の所有名義は、購入時点で障がいのあるかたの名義でな

6 経済的負担の軽減

ければ、減免は受けられません。

- 自動車税【年額】は、18歳以上の身体障がいのあるかたで減免を受ける場合のみ、当該年度の4月1日時点において、障がいのあるかたの名義でなければ、減免は受けられません。
- 普通自動車における自動車登録時の自動車税【月割額】は、常時、受付可能で、香川県県税事務所（高松市鬼無町）で手続きができます。
- 普通自動車の自動車税【年額】の手続き期間は、令和8年度は4月1日から5月27日までで、香川県県税事務所（高松市松島町）で手続きができます。また、受付期間内に、中讃税務窓口センター（坂出市江尻町）に出張窓口が設けられます。
- 次の表を参考にしてください。

対象者		運転者	自動車の 所有名義	用途	福祉事務 所の証明 願要否
身体障がい	18 歳 以上	本人	本人	限定なし	不要
		同一生計の家族 または 常時介護者		障がいのあるかたの 通学・通院・通所・通 勤・生業・一時帰省 等のために、週 1 回 （または月 4 回）以 上かつ、3 か月以上継	必要
	18 歳 未満	同一生計の家族 または 常時介護者	本人 または 同一生計の家族	続して使用すること または	必要
知的障がい		同一生計の家族 または 常時介護者	本人 または 同一生計の家族	障がいのあるかたの 日常生活（買物、交 流活動等）のため に、週 1 回程度使用 すること	中讃保健 福祉事務 所の証明
精神障がい					

- 同一生計の家族が運転する場合は、学校長（通学）、医師（通院）、施設長（通所）、所属長（通勤）または民生児童委員（生

6 経済的負担の軽減

業、日常生活）の所定の証明書を、福祉事務所長等に提出することにより、「証明願」を発行します。

○「常時介護者」とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けているかたのみ等で構成される世帯の身体または知的、精神障がい等があるかたを常時介護するかたです。

○常時介護者が運転する場合は、事前に福祉事務所長の発行する「常時介護証明」が必要です。「常時介護証明」の申請には、自動車運行計画書および誓約書等が必要です。

※R8年度より、常時介護者の要件を一部緩和。

【減免の上限額】

排気量の大きな自動車については、下記の上限を超える額を納付する必要があります。

税目	減免の上限額
自動車税	○初回新規登録が令和元年9月30日以前の自動車：45,000円 ○初回新規登録が令和元年10月1日以降の自動車：43,500円 ただし、月割で課税される場合は、上記の額に課税月数を乗じて12で除して得た額を上限とします。 自動車税（種別割）のグリーン化に伴い重課されている自動車については次のように読み替えます。 ・乗用車、キャンピング車または三輪小型自動車の税率が適用されている自動車 51,700円 ・上記以外の自動車 49,500円

令和元年10月1日以降に運輸支局で初回新規登録（※）を受けた自家用乗用車について、税率が引き下げられたことに伴い、身体障がい者等減免についても初回新規登録の時期により減免の上限額が異なります。

※初回新規登録の年月は、自動車検査証の「初度登録年月」欄に記載されています。

③相談窓口

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

【自動車税（年額）について】

香川県県税事務所 自動車税課

高松市松島町1-17-28 087-806-0314

【自動車登録時の自動車税（月割額）について】

6 経済的負担の軽減

香川県県税事務所 自動車税課

高松市鬼無町佐藤 20-10 087-881-3858

軽自動車税の減免

① 対象者 身体障がい … 障がいの部位および本人運転であるか、家族運転であるかにより、対象となる等級が異なります。

知的障がい … ㊤、A

精神障がい … 精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級および自立支援医療（精神通院）の受給者

② 内容

○減免を受けられるのは、自動車税・軽自動車税を含め、一人一台に限ります。

○4月1日時点で対象者であり、かつ、軽自動車の所有名義が障がいのあるかたの名義（18歳未満のかた、知的・精神障がいのあるかたは本人または同一生計家族の名義）でなければ、その年の減免は受けられません。

○手続き期間は、4月1日から納期限7日前までです。期限を過ぎると、その年の減免は受けられません。

○車いす移動車など、身体障がいのあるかた等の利用のために構造が変更されている軽自動車も減免の対象となります。

○次頁の表を参考にしてください。

6 経済的負担の軽減

対象者		運転者	自動車の所有名義	用途
身体障がい	18 歳以上	本人 同一生計の家族 または常時介護者	本人	限定なし
	18 歳未満	同一生計の家族 または常時介護者	本人 または 同一生計の家族	障がいのあるかたの通学・通院・通所・生業・一時帰省等のために週 1 回（または月 4 回）以上かつ、3 か月以上継続して使用すること または 障がいのあるかたの日常生活（買物、交流活動等）のために、週 1 回程度使用すること
知的障がい		同一生計の家族 または 常時介護者	本人 または 同一生計の家族	
精神障がい				

（注意）「常時介護者」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する人をいいます。

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

○同一生計の家族が運転する場合は、学校長（通学）、医師（通院）、施設長（通所）、所属長（通勤）、民生委員（生業、日常生活）の証明および誓約書（同一生計者または常時介護者であること）の提出が必要です。証明および誓約書は所定の様式がありますので、税務課管理係までお問い合わせください。

○常時介護者が運転する場合は、運行計画書および誓約書（同一生計者または常時介護者であること）の提出が必要です。運行計画書および誓約書は所定の様式がありますので、税務課管理係までお問い合わせください。

※2 年目以降、申請事項に変更がなく継続して減免を受けられるかたは、4 月中旬頃に継続減免の申請書をお送りいたしますので、必要事項を記入のうえご提出ください。

③相談窓口

坂出市税務課 管理係

44-5004（内線 154・155）

6 経済的負担の軽減

その他の税の軽減

種類	①対象者	②内容（金額）	③相談窓口
所得税	障がい者 特別障がい者 同居特別障がい者	所得控除 27 万円 所得控除 40 万円 所得控除 75 万円	税務署
住民税	障がい者 特別障がい者 同居特別障がい者	所得控除 26 万円 所得控除 30 万円 所得控除 53 万円	市税務課
事業税	あんま・はり等医療に類する事業を行う重度の視覚障がい者（両眼の視力を喪失した者または両眼の視力が 0.06 以下の者）	非課税	県税事務所
相続税	相続人が 85 歳未満の障がい者	税額控除 85 歳までの 1 年につき 10 万円（特別障がい者については 20 万円）	税務署
贈与税	特定障がい者のかたの生活の安定をはかるために、親族等が金銭等を信託銀行等に信託する場合（特定贈与信託）	信託受益権の価額のうち、特別障がい者（重度の心身障がい者）については 6 千万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者については 3 千万円までが一定の条件のもと非課税	税務署

③相談窓口

国税	… 坂出税務署	
	坂出市京町 2-6-27	46-3131
県税	… 香川県県税事務所	
	高松市松島町 1-17-28	087-806-0323
住民税	… 坂出市税務課 市民税係	
	44-5004（内線 156・157・158・159・160）	

6 経済的負担の軽減

生活福祉資金の貸付

- ①対象者 身体障がい、知的障がい、精神障がいのあるかたが属する世帯・高年齢者世帯・低所得者世帯
- ②内容 ○安定した生活を営むための資金の貸付と民生児童委員による援助指導を行ってくれます。
○資金の種類には、更生資金・生活資金・福祉資金・住宅資金・就学資金・療育資金・災害援護資金等があります。
○地区担当の民生児童委員による調査や保証人が必要です。
- ③相談窓口 坂出市社会福祉協議会 46-5078

少額預金非課税制度

- ①対象者 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかたなど一定の要件を満たすかた
- ②内容 預貯金、合同運用信託などの非課税の対象となる貯蓄の元本の合計が350万円までの利子が非課税となります。
- ③相談窓口 各金融機関

NTTふれあい案内（無料番号案内）

- ①対象者 視覚障がい、上肢障がいⅠ級～Ⅱ級、体幹機能障がいⅠ級～Ⅱ級、
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいⅠ級～Ⅱ級、聴覚障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障がい、知的障がい、精神障がいのあるかた
- ②内容 NTTで事前登録をしておけば、番号案内（104）を無料で利用できます。
- ③相談窓口 NTT フリーダイヤル 0120-104174
FAX 0120-104134
平日9時から17時
土日祝年末年始は休業

6 経済的負担の軽減

携帯電話基本使用料等の割引

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた
- ②内容 基本料金・留守番電話サービス等が割引になります。
- ③相談窓口 各携帯電話会社

点字郵便物等の郵便料の減免

- ②内容 ○点字郵便物・特定録音物等郵便物で、3 kg以内のものは、無料です。
○心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるものは、第三種郵便として減免になります。
- ③相談窓口 坂出郵便局 坂出市京町 2-6-33 46-2393

粗大ごみの収集処理手数料の免除

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ以上交付されているかたが在住している世帯
- ②内容 ○粗大ごみの戸別収集（要事前申込）、またはリサイクルプラザへ搬入する際に必要な収集処理手数料が免除されます。
○収集時、または搬入時に手帳を呈示してください。
- ③相談窓口 坂出市生活環境課 46-4503
※本庁舎本館1階生活環境課窓口 44-5035

7 医療費に関するもの

福祉医療費助成

①対象者 【心身障がい者医療費助成】

- ・身体障害者手帳 1 級～4 級、療育手帳 ㊤、A、㊢を 65 歳未満で交付されたかた（障がいの等級が該当しなくなるまで助成を受けることができます。）

【ひとり親家庭等医療費助成】

- ・ひとり親家庭、もしくは父または母が重度の障がいの状態にある児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童）と養育する母または父（または養育者）
（児童の対象年齢は、原則 18 歳の年度末までです。ただし、児童に概ね中度以上の障がいがある場合は、20 歳の誕生日前日まで延長できます。）

上記に該当し、坂出市に住所を有し、医療保険による給付を受けることができるかたで、規則で定める所得の限度額を超えないかた

なお、小学 4 年生～18 歳までのかたで、上記医療費助成の資格に該当しなくなった場合は、「子ども医療費助成」の資格申請により医療費について助成を受けることができます。

②内容

- 保険診療の自己負担分を助成します。
- 助成には限度額があります。
- 他の医療費助成制度を受けられる場合は他制度が優先されます。

③相談窓口 坂出市けんこう課 保険医療係 44-5006（内線 315）

7 医療費に関するもの

後期高齢者医療制度

- ①対象者 75 歳以上のかた
65 歳から 74 歳で一定の障がいのあるかた（障がい認定の申請を行ったかた）
※認定を受けられる障がいの程度
・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級、および 4 級の一部のかた
・療育手帳㊤、A のかた
・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級のかた
- ②内容 後期高齢者医療制度は、原則として 75 歳以上の高齢者を対象として、それまでの各種医療保険から独立した保険制度です。（一定の障がいがあるかたは、任意加入という形で加入することができます。）
なお、運営は県内の全市町が加入している香川県後期高齢者医療広域連合が保険者として行っており、市は各種申請書の受付・保険料の徴収などの窓口業務のみを行っています。
- ③相談窓口 坂出市けんこう課 保険医療係 44-5006（内線 314）

限度額適用認定証

- ①対象者 入院・外来で 1 か月間の自己負担額が高額になると見込まれるかた（70 歳以上のかたについては、認定証が必要ではない場合があります。）
※後期高齢者医療の限度額認定証は、令和 6 年 12 月 2 日より廃止されています。
資格確認書に負担区分を併記することで、高額療養費の自己負担額を証明できます。
- ②内容 ○高額療養費の自己負担限度額を証明するもので、入院または外来時に資格確認書と一緒に医療機関の窓口に掲示すると、支払額が高額療養費の自己負担限度額までになります。

7 医療費に関するもの

○市県民税非課税世帯のかたは、入院時の食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されますので、事前に申請してください。

なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の申請手続きなく、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

③相談窓口

国民健康保険、後期高齢者医療のかた

・・・坂出市けんこう課 保険医療係

44-5006（内線 312・313・314）

上記以外のかた・・・加入しているそれぞれの医療保険の
担当窓口

高額療養費

①対象者

医療機関に支払った医療費で、1 か月分※が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は申請により、高額療養費として払い戻されます。

※ 70 歳以上のかたで一般区分については、1 年分（8 月～翌年 7 月）の外来の自己負担限度額が設けられています。

②内容

○月の 1 日から月末までを 1 か月分として計算します。

○入院時の食事代や保険適用外のもの（差額ベッド代など）は対象外です。

○年齢や過去 12 か月に高額に該当した回数などで自己負担限度額が変わります。

③相談窓口 国民健康保険、後期高齢者医療のかた

・・・坂出市けんこう課 保険医療係

44-5006（内線 312・313・314）

上記以外のかた・・・加入しているそれぞれの医療保険の担当窓口

7 医療費に関するもの

高額医療・高額介護合算療養費

- ①対象者 1年間に負担した医療費と介護サービス費の合計が著しく高額になったかた（世帯）
- ②内容 ○医療費と介護サービス費の両方で自己負担のあったかた（世帯）が対象です。
○毎年8月1日から翌年7月31日の間に負担した費用を1年分として計算します（同じ医療保険の世帯員は費用を合算して計算します）。
○入院時の食事代や介護サービス利用時の食費・居住費等のほか、保険適用外のもの（差額ベッド代など）は対象外です。
○年齢や加入している医療保険制度で自己負担限度額が変わります。
- ③相談窓口 国民健康保険、後期高齢者医療のかた
 ・・・坂出市けんこう課 保険医療係
 44-5006（内線 312・313・314）
上記以外のかた・・・加入しているそれぞれの医療保険の担当窓口

7 医療費に関するもの

自立支援医療費（育成医療）の給付

①対象者

身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すれば将来において障がいを残すと認められる児童（18歳未満）であって、確実な治療の効果が期待され、生活能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けるかた（対象になるかどうかは主治医にご確認ください）

②内容

- 申請者は受診者の保護者です。
- 自己負担が原則1割です。受診者の属する世帯（受診者と同じ医療保険に加入する者または保護者）の所得に応じて、月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以上の世帯のかたで「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります。

○申請に必要なもの

- ・ 医師意見書
- ・ 医療保険資格情報が確認できるもの
- ・ 特定疾病療養受療証（交付されているかたのみ）
- ・ 申請書
- ・ 所得が確認できる書類または同意書

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

7 医療費に関するもの

自立支援医療費（更生医療）の給付

①対象者

18歳以上の身体障害者手帳を交付されているかたで、障がいの軽減や機能を回復するための医療（角膜移植術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、人工透析療法、肝臓移植後の免疫療法など）を指定医療機関で受けるかた（対象になるかどうかは主治医にご確認ください）

②内容

○自己負担が原則 1 割です。本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて、月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以上の世帯のかたで「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります。

○香川県障害福祉相談所の判定が必要です。

○申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 医学的判定・月別所要見込額内訳表
- ・ 医療保険資格情報が確認できるもの
- ・ 特定疾病療養受療証（交付されているかたのみ）
- ・ 所得が確認できる書類または同意書

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口

坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

7 医療費に関するもの

自立支援医療（精神通院）の給付

①対象者 精神疾患のために指定医療機関に通院し医療を受けるかた

②内容 ○自己負担が原則 1 割です。本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて、毎月の限度額が決まります。月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以上の世帯のかたで「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります

○有効期間は 1 年で、更新の手続きが必要です。

ただし、条件が整えば診断書の添付は 2 年に 1 回になります。病状の変化や治療方針の変更がある場合や有効期限が切れている場合は、診断書が必要です。

○申請および更新時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 診断書
- ・ 医療保険資格情報が確認できるもの
- ・ 所得が確認できる書類または同意書

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

8 障がい者マーク一覧

<身体障がい者標識（障がい者マーク）>



肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。この表示をしている車に、やむを得ない場合を除き、幅寄せしたり、無理な割り込みをした場合には、道路交通法違反となります。このマークの表示については、努力義務です。

<障がい者のための国際シンボルマーク>



国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建築物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択・決定されました。

※個人の車に表示することは、本来の趣旨とは異なり、障がいのあるかたが乗車していることを周囲に知らせる程度のもになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの法的効力はありません。

<聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）>



政令で定める程度の聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。（表示しない場合、道路交通法違反になります。）この表示をしている車に、やむを得ない場合を除き、幅寄せをしたり、無理な割り込みをした場合には、道路交通法違反になります。

<耳のシンボルマーク>



聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときは、ラベルを申請書、預貯金通帳、診察券などに貼り、ネームプレートに胸に付けて活用してください。法的拘束力はありません。

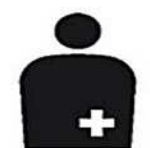
<ハート・プラスマーク>



ハート・プラスマークは「思いやりの心を増やす」マークです。どこかでこのマークを目にしたら、身体内部（心臓、呼吸機能、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいのあるかたがいることを思い出してください。そして、困っていたら手助けをしてあげてください。

※このマークは、内部障がいのかたが自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

<オストメイトマーク>



人工肛門・人工膀胱を使用しているかた（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレート等に表示されています。

<身体障がい者補助犬に関するマーク>



身体障がい者補助犬同伴啓発のマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、飲食店等にも、補助犬を同伴できるようになりました。このマークを見かけたら、ご理解、ご協力をお願いします。

<ヘルプマーク>



「ヘルプマーク」は、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としているかたが身に着け、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマークです。ヘルプマークを身に着けたかたを見かけた際には、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

相談・支援窓口一覧

関 係	所 属	電話番号	内 容
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
社会福祉 協議会	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉全般に関する相談
	坂出市成年後見センター	0877-46-5038	成年後見制度等に関する 相談
相談支援 事 業 者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談
国・県 (委託含む)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障害者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援 センター「アングンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センター くばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター 「アルプスカがわ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーション センター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談

障がいがあるかたのための坂出市の福祉のしおり 2026

発行日：令和 8 年 5 月

発行者：坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L 0877-44-5007

F A X 0877-45-7270

E-mail fukusi@city.sakaide.lg.jp

障がい者を虐待から守る



虐待に気づいたら、相談・通報・届出を!!

障害者への虐待は絶対にあってはならないことです。虐待に気づいた人は、「市町障害者虐待防止センター」への通報義務があります。地域ぐるみでの早めの対応や支援が、虐待されている障害者やその家族などが抱える課題の解決につながります。

障害者虐待防止法を知っていますか？

「障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害者の権利や尊厳が虐待によっておびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待防止に努めることを目的としています。

3種類の障害者虐待



① 養護者によるもの

障害者の身の世話を金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人などによる場合。



② 障害者福祉施設従事者等によるもの

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる場合。



③ 使用者によるもの

障害者を雇用している事業主などによる場合。

出典：香川県リーフレットより

相談・通報・届出の窓口

団 体 名	電話 (平日 8:30~17:15)	電話 (休日・夜間 17:15~8:30)
香川県障害福祉相談所 (障害者権利擁護センター)	087-867-2696	087-862-8861
坂出市ふくし課 (障がい者虐待防止センター)	0877-44-5007	0877-44-5007 (守衛室につながります。)